

令和5年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第4号）						
令和5年6月20日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和5年6月20日 午後1時00分				的野信之	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和5年6月20日 午後1時40分				的野信之	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出欠	11	栗田美和	出欠
	2	田中二三輝	出欠	12	西藤典子	出欠
	3	星正彦	出欠	13	篠原哲哉	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	5	野口美恵子	出欠			
	6	新谷留晴	出欠			
	7	的野信之	出欠			
	8	石井大輔	出欠			
	9	許斐潤一郎	出欠			
10	有働徳仁	出欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	3	星正彦		4	宇田川亮	

職 出 務 席	議会事務 局長	広瀬真一	出欠	議会事務 局次長	加藤優	出欠
	町長	岡崎邦博	出欠	副町長	浅野彩	出欠
	教育長	外園哲也	出欠	会計課長	武谷朋視	出欠
	総務課長	高橋奈美江	出欠	都市整備 課長	西生卓矢	出欠
	福祉人権 課長	田鶴原竜二	出欠	まちづく り課長	柴田隆臣	出欠
	税務保険 課長	石田克	出欠	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	梶栗恭輔	出欠
	管財課長	石田正樹	出欠	上下水道 課長	神谷徹	出欠
	健康こども 課長	沼野葉子	出欠	教育課長	森永健一	出欠
	住民環境 課長	大村俊夫	出欠			
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

令和5年 第4回 鞍手町議会定例会議事日程

6月20日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第39号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第36号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第38号 専決処分の承認（鞍手町一般職職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第40号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第41号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第42号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第43号 令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第44号 財産の取得
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第46号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 陳情第3号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める陳情
(民生産業委員長報告)

日程第13 陳情第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを
求める陳情 (総務文教委員長報告)

日程第14 発委第2号 議会広報編集調査特別委員会の設置

日程第15 閉会中の継続事件

令和5年6月20日 6月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許 斐 英 幸	2番 田 中 二 三 輝	3番 星 正 彦
4番 宇 田 川 亮	5番 野 口 美 恵 子	6番 新 谷 留 晴
7番 的 野 信 之	8番 石 井 大 輔	9番 許 斐 潤 一 郎
10番 有 働 徳 仁	11番 栗 田 美 和	12番 西 藤 典 子
13番 篠 原 哲 哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

まず、初めに議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、付託先委員会の誤りがありましたことについて、議員各位にご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1議案第37号及び日程第2議案第39号を議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

○ 1 3 番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 3 7 号 専決処分の承認（鞍手町 国民健康保険税 条例の一部を改正する条例）

本委員会は、上記の議案を 6 月 1 4 日に付託先変更が判明したため審議を行い議案審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

次に、議案第 3 9 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

本委員会は、6 月 1 4 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○ 議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 3 7 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 9 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 3 7 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 3 9 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 7 号専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって議案第37号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第39号こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第3議案第36号から日程第11議案第46号までの9件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

#### ○6番(新谷留晴君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第36号 専決処分の承認(鞍手町 税条例の一部を改正する条例)

議案第38号 専決処分の承認(鞍手町 一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)

議案第40号 専決処分の承認(令和5年度 鞍手町一般会計 補正予算第1号)

議案第41号 専決処分の承認(令和5年度 鞍手町一般会計 補正予算第2号)

本委員会は、6月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、

議案第42号 令和5年度 鞍手町一般会計 補正予算(第3号)

議案第43号 令和5年度 鞍手町水道事業会計 補正予算(第1号)

議案第44号 財産の取得

議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年

度固定資産税の課税免除

議案第46号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除

本委員会は、6月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第36号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第40号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第41号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第42号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第43号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第44号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第40号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第41号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第36号専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第36号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第38号専決処分の承認（鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第40号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第41号専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第41号は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第42号令和5年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号財産の取得を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、議案第46号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第12陳情第3号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

(13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める)

### ○13番(篠原哲哉君)

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第3号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書

本委員会は、6月7日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書(案)を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

### ○議長(的野信之君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第3号最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

の採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって陳情第3号は採択されました。

次に進みます。

日程第13陳情第4号を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

#### ○6番(新谷留晴君)

総務文教委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第4号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書

本委員会は、6月7日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書(案)を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

#### ○議長(的野信之君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第4号インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって陳情第4号は、採択されました。

次に、日程第14発委第2号議会広報編集調査特別委員会の設置を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

発委第2号議会広報編集調査特別委員会の設置。

次のとおり議会広報編集調査特別委員会を設置するものとする。

令和5年6月20日提出者 議会運営委員会委員長 宇田川 亮。

1. 名称 議会広報編集調査特別委員会

2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び鞍手町議会委員会条例第4条

3 目的 議会広報の編集及び調査研究

4 委員の定数 6人

提案理由 議会の活動状況を広く住民に周知し、議会と町政に対する理解を深める議会だよりの編集及び広報活動の調査・研究をするため鞍手町議会会議規則第13条第3項の規定に基づき提案するものである。

以上です。

#### ○議長(的野信之君)

お諮りします。

発委第二号は、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって発委第2号は、質疑・討論を省略します。

これから採決を行います。

発委第2号議会広報編集調査特別委員会の設置を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって発委第2号は、原案のとおり可決されました。

ただ今より名簿を配付します。

(名簿配付後)

お諮りします。

ただ今設置されました議会広報編集調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条の規定によって、ただ今お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議会広報編集調査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより、委員長・副委員長の互選のためしばらく休憩します。

— 休憩 13時25分 —

~~~~~○~~~~~

— 再開 13時37分 —

○議長(的野信之君)

会議を再開します。

特別委員会正・副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長

それでは、ご報告いたします。

委員長 西藤議員、副委員長 野口議員以上でございます。

○議長(的野信之君)

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第15閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおり、閉会中の継

続審査の申し出があっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和5年第4回定例会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 13時40分 —

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長       的野信之      

議員       星正彦      

議員       宇田川亮